

議案第 28 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の改正について

令和 4 年 3 月 2 日提出

前橋市長 山 本 龍

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 30 年前橋市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。